

長万部町特定事業主行動計画

平成19年 1 月 1 日

長万部町長
長万部町議会議長
長万部町教育委員会
長万部町選挙管理委員会
長万部町代表監査委員
長万部町農業委員会

I 総論

1 目的

この計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第7条第1項の規定に基づく行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進することを目的とする。

2 計画期間

計画期間は、平成19年 1 月 1 日から平成23年 3 月31日までとする。

3 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、職員に対する制度周知、情報提供等を実施する。
- ② 仕事と子育ての両立等についての相談、情報提供を行う窓口を総務課に設置する。
- ③ 啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。
- ④ 本計画の実施状況については、各年度を目標に職員のニーズを把握し、その内容を踏まえた対策の実施や計画の見直し等を図る。

II 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。
(実施時期；平成18年度から)
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。
(実施時期；平成18年度から)
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
(実施時期；平成18年度から)

- ④ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。

(実施時期；平成18年度から)

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

- 子どもの出生時における父親の特別休暇について周知徹底を図るとともに、年次休暇を含めた休暇取得を促進する。

(実施時期；平成18年度から)

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- ① 育児休業等に関する資料を各課等に通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。

(実施時期；平成18年度から)

- ② 育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行う。

(実施時期；平成18年度から)

- ③ 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。

(実施時期；平成18年度から)

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

- ① 育児休業の取得の申し出があった場合、必要に応じた業務分担の見直しを行う。

(実施時期；平成18年度から)

- ② 課長会議等の場において、定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。

(実施時期；平成18年度から)

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 育児休業中の職員に対して、職場復帰に向けて必要となる情報や職場の動き等に関する情報を提供する。

(実施時期；平成18年度から)

- ② 職場復帰した職員に対する積極的な支援策（OJT研修、事務分担の見直し等）を実施する。

(実施時期；平成18年度から)

エ 育児休業に伴う臨時的任用制度の活用

- 課等の内部の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度の活用による適切な代替要因の確保を図る。

(実施時期；平成18年度から)

オ その他

- 早出・遅出勤務又は時差出勤を行っている職場においては、保育所送迎

等を行う職員に配慮して勤務時間を割り振る。

（実施時期；平成18年度から）

- ◎ 育児休業等の取得率を、男性10%、女性80%を目標とする。

（目標達成年度；平成22年度）

(4) 超過勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知

- 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図る。

（実施時期；平成18年度から）

イ 一斉定時退庁日等の実施

- ① 定時退庁日を設定し、電子メール等による注意喚起を図るとともに、課長等による定時退庁の率先垂範を行う。

（実施時期；平成18年度から）

- ② 課長等の巡回指導による定時退庁の実施徹底を図る。

（実施時期；平成18年度から）

- ③ 定時退庁ができない職員が多い課等を人事担当課が把握し、課長等への指導の徹底を図る。

（実施時期；平成18年度から）

ウ 事務の簡素合理化の推進

- ① 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。

（実施時期；平成18年度から）

- ② 周知・連絡等については、極力電子メール、電子掲示板を活用する。

（実施時期；平成18年度から）

- ③ 定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。

（実施時期；平成18年度から）

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

- ① 超過勤務の上限の目安時間の設定を年間360時間とし、超過勤務縮減のために超過勤務命令者の課長等に注意喚起を行う。

（実施時期；平成18年度から）

- ② 各課等ごとの超過勤務の状況を人事担当課で把握できるようにし、超過勤務の多い職場の課長等から確認を行った上で、注意喚起を行う。

（実施時期；平成18年度から）

- ③ 超過勤務の多い職員に対する健康診断の実施等健康面における配慮を充実させる。

（実施時期；平成18年度から）

(5) 休暇の取得の推進

ア 年次休暇の取得の推進

- ① 職員が年間の年次休暇取得目標日数（10日以上）を設定し、その確実な実行を図る。
（実施時期；平成18年度から）
- ② 課長会議等において、定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行う。
（実施時期；平成18年度から）
- ③ 課長等に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得を指導させる。
（実施時期；平成18年度から）
- ④ 人事担当課による取得状況の確認を行い、取得率が低い職場の課長等から確認を行った上で、注意喚起を行う。
（実施時期；平成18年度から）
- ⑤ 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。
（実施時期；平成18年度から）

イ 連続休暇等の取得の促進

- ① 月・金と休日を組み合わせた年次休暇取得の促進を図る。
（実施時期；平成18年度から）
- ② 子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。
（実施時期；平成18年度から）
- ③ 国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。
（実施時期；平成18年度から）
- ④ 年1回、年次休暇を利用した1週間のリフレッシュ休暇の取得促進を図る。
（実施時期；平成18年度から）
- ⑤ 職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進を図る。
（実施時期；平成18年度から）
- ⑥ ゴールデンウィーク、年末年始、お盆期間における公式会議の自粛を行う。
（実施時期；平成18年度から）
- ◎ 以上のような取組を通じて、職員1人当たりの年次休暇の取得を対前年比で10%増加させる。
（実施時期；平成18年度から）

ウ 子どもの看護を行うための特別休暇の取得の促進

- 子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気醸成を図る。

(実施時期；平成18年度から)

(6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

- ① セクシュアルハラスメント防止のための意識啓発を図る。

(実施時期；平成18年度から)

- ② 「特定職員による職場でのお茶くみ廃止」等について周知徹底を図る。

(実施時期；平成18年度から)

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

- 子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切的な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

(実施時期；平成18年度から)

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子どもの体験活動等の支援

- ① 子ども・子育てに関する活動等の地域貢献活動に対する職員の積極的な参加を支援する。

(実施時期；平成18年度から)

- ② 子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供する。

(実施時期；平成18年度から)

- ③ 子どもが参加する学習会等の行事において、職員が専門分野を活かした指導を実施する。

(実施時期；平成18年度から)

イ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- 交通事故予防について綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。

(実施時期；平成18年度から)

ウ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

- 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(実施時期；平成18年度から)

(3) 子どもとふれあう機会の充実

- 運動会等のレクリエーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族全員が参加できるようにする。

(実施時期；平成18年度から)